

中野区教育委員会会議録

令和5年第30回定例会

令和5年9月22日

中野区教育委員会

令和5年第30回中野区教育委員会定例会

○日時

令和5年9月22日（金曜日）

開会 午前 10時00分

閉会 午前 11時10分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 平本 紋子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

渡邊 健治

指導室長 齊藤 光司

学務課長 佐藤 貴之

企画課長（企画部参事事務取扱） 森 克久

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 平本 紋子

○傍聴者数

7人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第45号議案 今後の区立図書館のサービス・配置のあり方の基本的な考え方
- (2) 第46号議案 中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

2 報告事項

(1) 事務局報告

- ①施設使用料の見直し方針（案）について（子ども・教育政策課）
- ②今後の区立図書館のサービス・配置のあり方の基本的な考え方（案）に係わるパブリック・コメント手続の結果について（子ども・教育政策課）
- ③中野本郷小学校改築に伴う代替校舎へのスクールバス試行運行及び安全対策について（子ども・教育政策課、学務課）
- ④鷺宮小学校・西中野小学校の統合に伴う通学安全対策について（子ども・教育政策課、学務課）
- ⑤中野区実施計画（骨子）について（企画課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第30回定例会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、平本委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

ここでお諮りいたします。事務局報告の2番目「今後の区立図書館のサービス・配置のあり方の基本的な考え方(案)に係わるパブリック・コメント手続の結果について」は、議決事件の1番目、第45号議案「今後の区立図書館のサービス・配置のあり方の基本的な考え方」に関連する内容となりますので、議決事件の審議の前に事務局報告の2番目の報告を受けたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、日程の順序を変更いたしまして、議決事件の前に事務局報告の2番目を行うことといたします。

それでは、日程に入ります。

<事務局報告>

入野教育長

事務局報告の2番目「今後の区立図書館のサービス・配置のあり方の基本的な考え方(案)に係わるパブリック・コメント手続の結果について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、「今後の区立図書館のサービス・配置のあり方の基本的な考え方(案)に係わるパブリック・コメント手続の結果について」、報告をいたします。

まずは手続期間でございますけれども、7月5日から7月31日に行いました。

意見提出人数でございますけれども、8名からの意見がありました。

意見の内容につきましては、別紙をごらんください。まず、障害者サービス利用について3件ございました。それから図書館司書・職員については2件、図書館資料・事業について6件、それから図書館の評価について2件、図書館の配置等について6件ございました。

内容についてはお読み取りください。

「基本的な考え方（案）」からの変更点はございません。

それから、2番、計画の策定スケジュールでございますけれども、10月11日に議会に報告後、10月20日に、所管窓口、区政資料センター、区民活動センター、図書館、区及び図書館ホームページで「基本的な考え方」を周知する予定でございます。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

平本委員

ご説明ありがとうございました。図書館については、区民の皆様からも非常に高い関心をいただいて、様々な貴重なご意見もいただいております、ありがたいことかなと思います。特に障害者サービスの利用については、今後非常に充実化が求められる部分ですので、努めていければいいのではないかなと思っています。

1点質問なのですが、**「図書館の評価について」**というところで、区民による会議の創設に関連して、図書館協議会を復活させたらどうかというご意見があるようですので、以前の図書館協議会がどのようなものであるか、少しご説明いただくとありがたいかなと思います。

子ども・教育政策課長

図書館協議会は、条例に基づきまして、区民の方と協議していく場として設けていた会議体という位置づけになります。

平本委員

恐らく区民の皆様で、非常に関心の高い方が定期的に議論をできる場が欲しいという趣旨かなと思いますので、図書館協議会を復活という形でないにしても、区の考え方としても、会議詳細、今後検討ということですので、様々な意見を反映できるような枠組みが今後つくられるといいのではないかなと思います。

以上です。

伊藤委員

今のお話に関連するのですが、やはりご意見を拝読いたしますと、単に例えば電子資料のような文字があればいいということではなくて、紙の本の文化ですとか、多様な文化に触れたり、あとはコミュニティの中での図書館の役割ということを想定されている

ご意見が多いかなと感じました。そのような意味で、やはり図書館は多様な機能があると思いますので、建築された図書館という、箱物とかよく言いますが、そういう建築物という意味だけでなく、機能としてもいろいろな方が多様に関わっていただけるような、そういう文化的な拠点としての役割というのも果たせるような方向性が、今後だんだんに発展するのかなと感じました。

感想です。以上です。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

<議決事件>

入野教育長

続いて、議決事件の審査を行います。

議決事件の1番目、第45号議案「今後の区立図書館のサービス・配置のあり方の基本的な考え方」を上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第45号議案「今後の区立図書館のサービス・配置のあり方の基本的な考え方について」を説明させていただきます。

提案理由でございますが、今後の区立図書館のサービス・配置のあり方の基本的な考え方を決定する必要があるためでございます。

内容につきましては、案からの変更点はございませんのでお読み取りください。

補足説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

入野教育長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

村杉委員

ご説明ありがとうございます。4ページのところにもありますが、障害者サービスの状況というところで、こちらに障害者の方へのいろいろなサービスのことも書いてありますが、やはり先ほどのパブリック・コメント手続の結果についてのところでも、8名中3名の方が障害者サービスのことについて触れられております。今後、障害のある方が図書館に行きやすい状況、バリアフリーなどの施設面でのことはもちろんですが、入ったときに、例

えば展示の案内ですとか、音声の案内ですとか、そういう設置のこと、あるいは図書館のスタッフの方が、入ってきた方に対して適切にサポートできるような、それぞれの障害の方のニーズに沿ったといえますか、そういうコミュニケーションの仕方があると思いますので、それぞれそのようなことを、また今後充実していただければと思います。

意見です。

伊藤委員

おまとめ、ありがとうございました。課題なども書かれていて、わかりやすいものになったかなと思っています。

その中で少しお聞きできればと思ったのですが、図書館というのは、いろいろな機能がある中で、先ほど申し上げましたようにコミュニティの中で様々な文化に子どもたちが会えるという機能がとても大きいと思うのですが、ちょっと気になりましたのは、4ページなのなのですが、おはなし会ですとか、そういった子ども向けの事業の回数がコロナ禍で減っていると書いてあるのですが、私の目から見ますと、どうも新型コロナウイルス感染症の影響だけでないような値となっております、そうしたことも含めて、そういった事業のあり方について何か今回特筆すべきことがあったのかどうか、お聞きしてみたいなと思いました。

以上です。

子ども・教育政策課長

子ども向けということでここに記載していますように、小さい子向けのおはなし会ですとか、絵本講座等を行っています。お子さんに来ていただくというのは大変重要な役割というか、大きな目標にしておりますので、区としても、今年度については、子どもが絵本なんかを読むスペースのところの改修などもして、より図書館に来たときのやすさを提供するですとか、あるいは一時的にお子さんを預かるようなことも試行的に始めたということになりますので、少しずつなのなのですが、乳幼児親子、それから小さなお子さんが来やすいような図書館に、少しずつ進めているということになってございます。

伊藤委員

こちらにも書かれていますが、そういった事業ですとか、本の刷新のスピードというのでしょうか。新しい本との入れ替えというようなことも、さらにスピードを上げてしていただけるような方向性が示されていますので、今後、図書館がどんどん充実していくといいなと思いました。

そして、図書館について知っていただくためにも、こういった基本的な考え方も、ホームページ等では、図書館の役割、資料を残すとか、あと資料に普段触れられない方にも提供するとか、様々な図書館の役割があると思いますので、そういった役割と照らし合わせながら、こういう方向性で充実させていきますというような周知をしていただけますと、皆さんの関心も高まるかと思えますし、図書館について応援してくださる方も増えるのではないかなと感じました。

以上です。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご発言がないようですので、質疑を終結いたします。

簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第45号議案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議決事件の2番目、第46号議案「中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

学校再編・地域連携担当課長

それでは、第46号議案「中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」について、補足説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、区立小学校の再編に伴い通学区域を定める必要があるためでございます。

別紙の補足資料のほうをごらんください。新旧対照表でございますけれども、別表1の「現行」の欄になりますけれども、鷺宮小学校の項及び西中野小学校の項を削り、同表に鷺の杜小学校の項を加えます。

この規則は、令和6年4月1日から施行することとしてございます。

補足説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第46号議案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

次に、報告事項に入ります。

教育長及び委員活動報告について、事務局から報告する事項は特にございませんが、各委員からの活動報告等がございましたらお願いいたします。

平本委員

委員としての活動ということではないのですが、先日、なかのZEROのところにできたアートスペースのアトリエZEROというところを、視察も兼ねて子どもたちと一緒に訪問をさせていただきました。非常に広々とした明るい空間に幾つかテーブルと椅子がありまして、サイドには、たくさん工作をしたり絵を描いたりできるような、様々な画用紙であったり、色鉛筆であったり、鋏や道具などがそろっておりまして、子どもたちが、大人も交えながらいろいろな作品づくりができるような、いい空間になっておりました。

ただ、場所が2階のホールの近くということで、少しわかりづらいということなど、これからいろいろな工夫が必要かなと思いましたが、子どもたちの居場所、また大人とつながっているいろいろな取組ができるという場所で、今後いろいろな活用ができるのではないかなと感じた次第です。

受付にいらっしゃった方とも少しお話、意見交換をさせていただきまして、やはりこの間、夏のとても暑い時期などに、小さいお子さんを連れて来てくださるお母様方とか、あるいは子どもたちだけで来てくれたり、一度来てくださるとリピーターになってくれる方もとても多くて、週末などはちょっとしたワークショップなどのイベントでも今盛り上がっていて、これからどんどん様々な利用ができるように模索中だということでしたので、私

たちのほうでも、子どもたちの居場所として非常に重要な、今後活用の余地があるところかなと、今後何かできればなと考えました。

以上です。

入野教育長

かつて大ホールの横にあった食堂と言ったらいいですかね、レストランスペースのところですので、かなり広いですし、片面は向こう側の公園がよく見えるような大変いいスペースだと聞いておりますし、いろいろな活用を想定しているようでございます。

ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご発言がございませんので、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「施設使用料の見直し方針（案）について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、「施設使用料の見直し方針（案）について」、報告をさせていただきます。

施設使用料の見直し方針（素案）につきましては、区民意見交換会等を実施いたしまして、施設使用料の見直し方針（案）というものを作成いたしましたので報告をさせていただきます。

初めに、1番、素案に関する意見交換会等の実施結果でございます。区民意見交換会は、令和5年7月に3回開催いたしまして、計13名の方にご参加をいただきました。区民から電子メール等で寄せられました意見は2件ございました。関係団体等からの意見聴取は全14団体、計125名の方にご参加をいただきました。これら意見交換会等でいただいたご意見のうち、見直し方針（素案）に対するご意見の概要につきましては、別紙1のとおりでございますので後ほどお読み取りいただければと存じます。

続いて、見直し方針（案）及びスポーツ施設の半額措置の取り扱いでございます。意見交換会等での結果を踏まえまして、素案からの主に変更した点はございません。改定時期も、令和6年7月1日施行と変更はございません。見直し方針（案）は、別紙2のとおりとなっておりますのでお読み取りいただければと存じます。

2ページ目に移りまして、3番、試算結果についてでございます。素案の際につきまして

は、令和3年度決算数値を用いた使用料の試算結果をお示ししておりました。令和6年度改定では、令和4年度決算数値をもとに算出いたしますので、今回、見直し方針（案）をもとに、令和4年度決算数値を用いて試算いたしました。対象といたしました66施設1,368区分について、現行使用料と試算額との増減の状況は表に記載のとおりでございます。各施設個別区分の試算額につきましては、別紙3をご参照いただければと存じます。なお、子ども教育部（教育委員会事務局）の施設につきましては、素案から大きな変更はございません。

4番、パブリック・コメント手続の実施でございます。見直し方針（案）に関するパブリック・コメント手続につきましては、令和5年9月11日から10月2日まで、現在実施しております。

最後に、5番、今後のスケジュールでございます。11月以降、パブリック・コメント手続の実施結果を取りまとめまして、見直し方針を決定いたしまして、区議会に関連条例の改正案を提出したいと考えております。

報告は以上となります。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

岡本委員

ご説明ありがとうございました。1点、主な意見に対する区の考え方のところでご質問したいのですが、12番で「区外からの利用者も多く、区民が利用できないという声も聞く」というご意見があります。実際にそのような実態があるのかないのか。また、逆に中野区民も近隣区の施設を利用しているということもあると思うのですけれども、何かそのあたりを把握していらっしゃるかどうか、教えてください。

子ども・教育政策課長

所管ではないので、この総合体育館のところ、区外の方が多くて区民が利用できないということについては、私のところでは聞いていないところになります。

入野教育長

よろしいでしょうか。ほかにごございますでしょうか。

それでは、ご質問がございませんので、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の3番目「中野本郷小学校改築に伴う代替校舎へのスクールバス試行運行及び安全対策について」の報告をお願いいたします。

学校再編・地域連携担当課長

それでは、「中野本郷小学校改築に伴う代替校舎へのスクールバス試行運行及び安全対策について」、報告をさせていただきます。

中野本郷小学校につきましては、改築に伴いまして令和6年度から3年間、代替校舎へスクールバスを運行することとしております。児童の乗降時等の安全確認等を行うため、通学訓練の一環といたしまして、事前にスクールバスの試行運行を行い、令和6年度からの本格運行に備えたいと考えてございます。

まず1番、令和6年度からのスクールバスの本格運行でございます。

利用対象者でございますけれども、原則、利用対象地域に居住する児童を利用対象者といたします。ただし、残席がある場合は、利用対象地域以外の地域に居住している児童も利用できることとしたいと考えてございます。

(2) 乗降場所になりますけれども、杉山公園前、それから鍋横通り、こちらからそれぞれ、成願寺前（山手通り）のところまで運行するというのを考えてございます。運行ルートにつきましては、別紙のとおりですので、こちらにつきましては後ほどごらんください。

バスの形態につきましては、大型観光バスを考えてございます。

運行台数につきましては、3台を予定しております。

運行日は、原則、全校児童が通学する日に運行すると考えてございます。

スクールバスの試行運行でございますけれども、児童、保護者、教職員、新1年生を含み、またその保護者も試行には対象にしたいと考えてございます。

スクールバスの試行運行の実施時期でございますけれども、令和6年2月を予定してございます。

スクールバス運行に係る安全対策でございます。スクールバスの乗降場所、また児童滞留場所の安全対策といたしまして、民間警備員等、5人程度をスクールバスの乗降場所及び滞留場所に配置して、児童の安全確保を図っていきたいと考えております。

(2) スクールバス走行中の安全対策及び置き去り防止対策でございますけれども、スクールバスには添乗員を配置いたしまして、乗降時の人数確認、降車後の車内点検等を行っていきたいと考えてございます。また、運行するバスには、置き去り防止装置の設置を考えてございます。

その他、4番目でございますけれども、通学路の安全対策といたしまして、区立小学校では、通学する児童の登下校時の安全を確保するため、交通安全指導員2名を配置してござ

いますけれども、通学区域を超える通学となるため、現在の通学見守り時間の2倍（4人）相当の配置時間としていく考えでございます。

今後の予定でございますけれども、11月に保護者説明会を実施いたしまして、2月に代替校舎への登下校練習の実施を行っていきたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。中野区は狭い道も多いので、いろいろな意味で通学の安全ということは重要な課題だと感じております。児童の滞留場所として杉山公園が確保できたことは、安全という面からも大変よかったなと感じておりまして、安堵するところです。

ただ、やはり慣れるまでは、してみないとわからなかった不都合なことでとか、安全面への懸念なども出てこないとも限りませんので、ぜひ他地区の例ですとか、あとはスクールバスの試行運行を利用して安全についての課題などを整理していただけると、安心だなと感じています。特に当該学校の先生方にはご負担ですけれども、初めてのスクールバス通学者を受け入れるということになるのかと思いますので、そのあたりも含めて学校のほうにも様々な対策をお願いすることになるのではないかと考えております。

一つご質問なのですが、運行日の「原則、全校児童が通学する日」という意味は、例えば、修学旅行とは言わないのかもしれませんが、校外活動などである学年が通学しないなどはあると思うのですが、恐らくそういう日は運行されるのではないかと予想するのですが、この「原則、全校児童が通学する日」ということについて、少し補足があればお願いできればと思います。

学校再編・地域連携担当課長

原則的には授業のある日ということになります。今おっしゃった修学旅行みたいなきは、これは大きな行事になりますので、そのような日は対象としていないということになります。現在考えているのは、例えば夏休み等で児童が登校するような日があれば、その日は運行していきたいと考えているところです。

伊藤委員

例えば5年生が校外学習で登校しない。しかし、小学校1年生から4年生、6年生は授業

があるといった場合は運行しないという意味に今聞き取れてしまったのですが、運行するということでしょうか。

学校再編・地域連携担当課長

はい。そのような日は運行していくという考えになります。

岡本委員

私も1点伺いたいののですが、安全対策のところ「民間警備員等」を配置いただくということで、この「等」の中に、例えばPTAなどの保護者なども含まれるのかどうか。含まれないとしたら、PTA等、保護者と何らか、このスクールバス運行について連携をされていくのかどうか、このあたりを教えてくださいませんか。

学校再編・地域連携担当課長

こちらの「等」につきましては、シルバー人材センターのほうの交通誘導員等を想定しているというものになります。民間警備員とシルバー人材センターの方ということで、現在考えているところになります。

PTAの方ですとか、地域の方につきましては、子どもの見守りということで、お願いをしていきたいとは考えているところです。

伊藤委員

今、地域の方ということがありましたけれども、やはりいろいろな意味で地域の方のご理解ということも大切になるのかなと思いますので、ぜひ、試行の後とかになるのかもしれませんが、こういったスクールバスの運行が予定されていますとか、様々な形で周知をしていただいて、ご理解、ご協力をお願いできると心強いなと思いました。

以上です。

平本委員

実際の試乗をしての練習の運行の部分のほかにも、安全対策のところでも非常に様々なご検討をいただいていることは、保護者の立場からもありがたいなと拝見しました。

特にやはり気になる場所としては、もちろんスクールバスの中の置き去り対策の部分と、プラスアルファ、やはり乗り遅れてしまった児童がきちんと通学できるか。多分その時間帯も後ろにずれてしまうということで、やはり子どもたちの安全と、その見落としの部分に、どうしてもヒューマンエラーが必ず発生してしまう可能性はゼロにできない部分だと思いますので、見落としをキャッチアップできるようなチェック体制を安全対策の中に取り入れていただく。つまり防止の装置があるから大丈夫だとか、添乗員がいるから大丈夫

夫だということにとどまらず、何らかチェックを入れて本当に見落としがなかったのか。あと、乗り遅れた児童が、例えば何名いて、それはちゃんと登校できたかとか、そういった部分については、学校側にも大変お手間がかかってしまう部分かとは思うのですけれども、何らかチェック体制を働かせること、プラス、それがきちんと機能するかということも、どこかでトライしていただいて、もし何か不具合があるのだったら直せるような時間があるとよいのかなとは思いました。

以上です。

伊藤委員

あと一つだけ。本当に安全対策は重要だと思うのですが、地域の方、あと制度のこと、そしてもう一つ一番大事なのは児童の教育かなというふうに思っております。先日、教科書採択のときにも、安全ということについて、どういうところで、どういう条件の中で事故が起こりやすいのかを自分で主体的に考えるという工夫をされていた教科書があって、それが採択されたと思いますが、ぜひ、今平本委員がおっしゃったような、乗れなかったということですか、想定外のことなども含めて、子どもたちが自分で主体的に考えて、きちんと行動できるような安全教育ということについても、当該学校の先生方、また当該学校のみならず広く先生方に、もう一度考えていただきたいなと思いました。

以上です。

岡本委員

今の話でちょっと疑問が思い浮かんだのですけれども、乗れなかった子どもは自分で登校するのですかね。それとも、一旦帰宅をしましょうというような指導をするのか、このあたり、もしも固まっていたら教えてください。

学校再編・地域連携担当課長

乗れなかった子どもについては、基本的には自分で登校していただくということになります。12月に、学校のほうで予定はしているのですけれども、全児童が学校まで歩くということを今、予定はしているというところでございます。

入野教育長

よろしいでしょうか。

それでは、ご発言がないようですので、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の4番目「鷺宮小学校・西中野小学校の統合に伴う通学安全対策について」の報告をお願いいたします。

学校再編・地域連携担当課長

それでは、「鷺宮小学校・西中野小学校の統合に伴う通学安全対策について」、報告をさせていただきます。鷺宮小学校と西中野小学校につきましては、令和6年4月1日に統合いたしまして、旧第八中学校の位置に統合新校といたしまして鷺の杜小学校が開校する予定となっております。西武新宿線の南側に住んでいる西中野小学校の児童につきましては、西武新宿線の踏切を横断して通学することになるため、安全対策を実施してまいります。

踏切を横断する児童の推計値でございますけれども、243名でございます。

通学に使用する踏切についてでございますけれども、通学区域内にある4カ所のうち鷺ノ宮2号踏切、こちらを通学に使用する踏切と考えてございます。

理由といたしましては、1番目、自動車の通行が規制されており、児童と自動車の交錯による危険性が少ないこと。二つ目といたしまして、電車の事故等により遮断機が上がらない場合でも、学校の教職員が状況を把握し、必要な対応がしやすいこと。3番目といたしまして、統合新校への最短経路による分析あるいは学校・PTAの想定では、鷺ノ宮2号踏切を横断する児童が約68%程度を占めていること。四つ目といたしまして、踏切付近に児童の滞留場所を確保しやすいこと。5番目といたしまして、「3D画像解析踏切監視システム」が設置されていることなどでございます。

裏面に移りまして、3番の通学安全対策でございます。

民間警備員等の配置を考えてございます。児童が安全に踏切を横断できるよう、鷺ノ宮2号踏切に、それと滞留場所に、民間警備員などを配置していきたいと考えてございます。配置場所は鷺ノ宮2号踏切、配置人数は4人と考えてございます。配置時間は、登校時として7時から9時、下校時として13時から17時。業務内容は、踏切横断時の安全確認と横断誘導、滞留場所における児童及び通行する自転車の誘導等でございます。

滞留場所の確保でございますけれども、こちらはカラー刷りの別紙になりますけれども、鷺宮西住宅の敷地内が1カ所目、それからさらにここで足りない場合は、道路上になりますけれども、この青いところが2カ所目と想定をしているところでございます。

その他の安全対策といたしまして、踏切の開く時間が比較的長い時間帯にも児童が登校できるように、登校時間前から南側校舎校庭で待機できるようにしていきたいと考えてございます。児童に対する安全指導の実施でございます。学校において様々な機会を捉えまして、踏切の安全な横断方法など、安全指導を実施してまいります。③につきましては、学

童クラブ利用児童の安全確保になりますけれども、始業式の前から学童クラブは始まりますので、その前につきましても、民間警備員等を配置するほか、学童クラブの終了時刻には、年度当初からの一定期間、学童クラブの職員が引率をし、踏切を横断させていきたいと考えてございます。④地域住民・各種団体への見守り要請等を行っていききたいと考えてございます。それから、ここには記載してございませんけれども、こちらの内容につきまして、9月9日に両校で保護者説明会を実施したところでございます。

報告は以上でございます。

入野教育長

本報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。先ほどのスクールバスと同様に、通学の安全という点から非常に大きな課題だと思っております。特に西武線の踏切につきましては、ある時間帯は非常に長く閉じてしまうということがあって、沿線の児童・生徒の皆さんは、現状でもいろいろとご苦労されているのではないかなと考えています。そういう意味で、滞留場所も確保できたり、様々な安全対策を考えていただいて、大変感謝しております。

ただ、何点か感じたことがあるのですが、一つは、今回のことは間に合わない話でもありますし、実現は難しい話ではありますが、やはり大きな都市計画等々の中で、こういった子どもの大きな犠牲というか、子どもたちの生活にすごく関わるような悪い条件というのが少しでも少なくなるように、やはり社会的に働きかけていくということは重要だなと思いました。社会の価値観によって子どもが不利な状況に置かれることを、最近、社会的マルチリトメントという言葉で指摘がされ始めたところでございますけれども、そういう意味では、本件も7割近いお子さんに関わることでございますので、やはりしかるべきところに、こういったところの改善について働きかけていくということは、大人の責任として続けなければいけないことだなということを改めて感じました。

それから、こちらの安全対策にも書かれているのですけれども、早く学校に行くというお子さんも出てくると思いますので、そうしたお子さんの快適な過ごし方とか、あと、遅れてしまう、7割のお子さんが踏切で遅刻をしてしまうということも論理的には想定されるわけですが、その場合に、どのように連絡をするのかですとか、その扱いがどうなるのかですとか、そういったことのご説明も子どもたちにしておくほうが、子どもたちとしても安心して安全に踏切を横断できるということがあると思いますので、先生方のご負担ではあ

りますけれども、当該校並びに教育委員会において、そういったことについても十分に検討する必要があるなど感じました。もしその点についても現状で何か対策等がございましたら、教えていただければと思います。

以上です。

学校再編・地域連携担当課長

まず1点目、踏切がなかなか開かずに、子どもたちが遅れてしまったような場合の対応ということでございますけれども、学校のほうといたしましては、遅刻扱いにはしないと聞いています。

それから、なかなか踏切が開かないような場合の対応ということでございますけれども、学校の教職員がそちらのところまで見に行き、確認をして、誘導してくると、このような対応を考えているところでございます。

入野教育長

基本的に、2号踏切の一つに絞りたいという学校と、PTAの何人かの役員の方のご意見の中には、1カ所と絞ることで、何かあったときにすぐ学校が対応できるのではないかと意見が出たと報告は受けております。

伊藤委員

子どもたちの出欠の確認とか、朝の学校はとても忙しいと想像しています。その中での対応になりますので、また、今、学校の規模がさほど大きくないということもあって、先生方も最小限の人数になっていらっしゃると思いますので、見に行くというのは、口で言うのは簡単ではありますが、そういった状況の中でどうしたら可能なのかも、いろいろと考えていく必要があるのではないかと思いますし、もし難しいようであれば、さらなる対策ということが望まれるのかもしれないと感じました。

以上です。

岡本委員

今、伊藤委員からもお話があったのですが、登校時間前から南側校舎校庭で待機できるようにするというお話で、安全対策で、待機中の子どもの見守りというのは、誰がどうすることになるのか教えてください。

学校再編・地域連携担当課長

待機中の子どもたちの見守りについては、現在、民間警備あるいはシルバー人材センター等に委託をして、お願いしたいとは考えているところでございます。

入野教育長

教育委員会としてやれることは、そういうことかなと考えておまして、学校は学校で今いろいろ対策を考えるということで校長から報告は受けているところでございます。

伊藤委員

先ほどと同じ意見で重複してしまっていて恐縮ですけれども、ここに児童が集中して横断するようになるということはかなり前もって地域の方に町会等を通じて等々、周知をお願いできればと思いました。もうなさっているとは思いますが、それによって通勤経路などについてご検討いただける部分もあるのかもしれませんが、たくさんの児童が横断するようになるということを、ぜひ地域の方にもご承知いただいて、地域の方のお知恵やお力もかりられるとありがたいなと思いました。

以上です。

入野教育長

統合委員会の委員の中に地域の方々が入っていらっしゃって、一緒に検討していただいているのですけれども、改めて話が、保護者にも今いっているところですので、その後、またお願いをする形になるかなとは思っております。

そして、先ほどの、いろいろな、社会的にというお話があったのですけれども、確かにここは統合が決まったときから、教育委員会としても、様々な部署のほうへも、それから担当のほうにも働きかけをしてきております。引き続き、統合が始まりましても働きかけ続けていって、何かの方法は考えていければなと今考えているところでございます。

岡本委員

9月1日に保護者に説明されたということで、さっき踏切は1カ所に集中したほうがいいという意見があったとご紹介があったのですけれども、もしもほかに何かご意見があったら教えていただけますか。

学校再編・地域連携担当課長

9月9日に、西中野小学校、鷺宮小学校で、保護者に説明会を行いました。その中であった意見としては、この2号踏切1カ所に集中することによって、渡り切れるのかということのご意見です。やはり長い時間しまっていることが多い踏切になりますので、見込みとして大丈夫なのかというようなご意見があります。雨の日は傘をさして渡らなければならない。晴れの日ばかりではないというようなご意見ですとか、あるいは1号踏切もやはり渡れないのかというようなご意見はありました。

それから、そもそも安全対策ということが甘いのではないかというような厳しいご意見をいただいたところになりますので、教育委員会、事務局として、さらに深く検討をしていきたいと考えております。

入野教育長

鷺宮小学校のお子さんは、今も1号踏切を使っているのですよね。それなので、それは継続して使うことになる。西中野小学校で今使っていらっしゃらないお子さんも、恐らく使うことになる。1号踏切を絶対に渡ってはいけませんよと今言っていないので、そういう方もいらっしゃるのかなとは思いますが、基本的に、鷺宮小学校に通っているお子さんが今使っていらっしゃるという状況はあるということですよ。

伊藤委員

くどいようですがけれども、本当に渡れないということは容易にあり得るような気もして、そういう渡り時間というのでしょうか、渡り終えるまでに見込まれる時間の推定時などを西武鉄道にきちんと伝えるですとか、西武鉄道とのやり取りということもしていただいているとは思いますが、やはり念には念を入れて、いろいろな問題点を伝えていく必要があると思いますし、社会的マルチトリートメントという言葉も使いましたが、これは中野区の問題というよりは、何を優先するかという社会の価値観、あるいは東京都の都市計画ということとも関わる問題だとは思っております。

ですので、一つの学校、あるいは区だけで完結できない問題点がたくさんあるということがありますので、なかなかこうなったらいいのという理想はあっても、それが実現できないことは重々承知しているのですが、その一方で線路というのは危険性も非常に高いので、今できることはなるべくしたほうがよいと思っています。そういったシミュレーションというのでしょうか。そういったことも鉄道側ときちんと話し合う必要があると思っています。ですので、そういったことについてはどういう展開なのか、もしお聞かせいただければ、教えていただければと思いました。

学校再編・地域連携担当課長

まず、西武鉄道とのことですけれども、8月に西武鉄道のほうには行ってきまして、今回の安全対策について、このような対策を講じていくということで、説明はしてきたところです。

その上で、今後どうしていくかということを検討はしていきたいと考えております。

平本委員

委員の方々からご意見があったので重複するところは私から申し上げますが、一番気になる場所としては、渡り切れないことに関連して、今後滞留場所に子どもたちが結構たまってしまって、そこでの過ごし方とか、そこでの安全はどうかという声が恐らく地域からも挙がるのではないかなと思いますので、やってみてからのいろいろな検討でよいかもしれないのですけれども、若干、分散登校もトライするとか、そういうことを考えてもいいのかなと思いました。

他校というか、別地域の例では、例えば時間をずらして学年ごとにも、若干ではありますけれども、5分、10分単位で、この時間帯は何年生、絶対的なことではないのですけれども、若干でも分散できるようにしますと、安全対策とか、あと地域等のご理解を図れるという面もあるかなと思いますので、一つ選択肢に入れていただけるとよいのではないかなと思っております。

以上です。

入野教育長

学校の運営のことについてですとか、通学路の指定ですとかというのは、学校の考え方によるものですので、ご意見等は一緒に考えていけるようにしていきたいなと思っております。

よろしいでしょうか。それでは、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の5番目「中野区実施計画（骨子）について」です。本日は、本件に関係しまして森企画課長にご出席をいただいておりますので、ご報告をお願いいたします。

企画課長

それでは、「中野区実施計画（骨子）について」、ご報告をいたします。

区におきまして、今現在、実施計画という計画の策定に向けて検討を進めておりまして、このたび、その策定に係る骨子をまとめたということで、ご報告をするものでございます。

別紙をごらんいただきまして、実施計画（骨子）は5章立てになっております。

まず、第1章のところ、実施計画とはそもそもどういうものかということにつきまして記載をしていることと、時代背景、現在の社会情勢の背景について説明をしております。

まず、区としましては、目指すまちの姿を定めた基本構想というものを令和3年3月に改定をしております。その基本構想で目指すまちの姿を実現するため、中野区基本計画というものを令和3年9月に策定をしまして、その計画をもとに行政の様子を見ていくというところがございます。

基本計画の策定以後、この間、新型コロナウイルス感染症の拡大や物価高騰など、様々社会情勢は揺れ動いている状況でございますので、基本計画をさらに着実に進めていきまして、基本構想の実現に向けて取り組んでいく必要があるということと捉えておりまして、その計画の着実な推進のため、基本計画の後期の取組、令和5年度から7年度の期間、この間の取組を具体化する実施計画を策定するという事になったものでございます。

実施計画につきましては、基本計画の後期の取組を具体化する内容であるということですので、基本計画そのものを改定するというよりかは、基本計画の一部ということで、追記する、追加するというようなイメージで捉えております。

さらに、別の計画としまして、構造改革実行プログラムという、3年度、4年度、5年度の3カ年で取り組む計画というのを別に定めておりまして、これは新型コロナウイルスの感染拡大に伴っての行政運営の基盤をしっかりと整えようということで作ったプログラムでございます。それにつきまして5年度で一旦終了はするわけですが、引き続き取り組む内容につきましては、実施計画のところでも幾つかの項目については位置づけをしていくということと考えております。

具体的に実施計画の内容としまして記載をしているところが第2章以降になるわけですが、まず第2章で重点プロジェクトというものを掲載いたします。重点プロジェクトについては、基本計画でもう既に設定をしているところとして、政策及び施策を効果的・効率的に推進していくため、組織横断的かつ重点的に対応することが必要な課題に対して設定をしているものですが、こちらにつきまして、より具体的に今後の展開を年度ごとにお示しをしたいということと考えております。

以下、1ページの下段のところから、重点プロジェクトに掲載する新たな展開を検討中の主な事項を掲載しております。新たな展開を検討中の事項ですので、全てのプロジェクトを載せているわけではなくて、主だったもの、新規展開を想定しているものを載せております。

まず、重点プロジェクト1で、子育て先進区の実現というプロジェクトを設定しております。重点プロジェクト1のところでは、子ども・子育て家庭に対するセーフティネットの強化という項目で、児童虐待を未然に防止する事業を充実し体制を強化しますという目標、ポイントのもとに、子どもの権利に関する条例の推進ですとか、支援検討におけるリスクアセスメントなど、こういった事業を新たに展開していくことを考えております。

また、その下の重点ポイントの二つ目の、生活が困難な状況にある家庭の子どもを支え

る環境をつくり出すというところでは、生活実態を踏まえた高校生年代への支援の推進や、子どもの経験・体験事業など、こういったところを新たに展開していきたいと考えております。

2 ページにお進みいただいて、二つ目のプロジェクトで、子育て・子育て環境を整備しますという項目を設けております。一つ目のポイントで、子どものニーズに合わせた環境づくりを進めますということで、常設プレーパークの開設や、また公園整備・運営、育成活動支援事業などの新たな展開を考えていきたいと思っております。また、重点ポイントの二つ目では、地域の協働・協創により学習環境を充実しますということで、地域学校協働活動の推進や地域学校運営協議会の設置などを展開していくことを考えております。

また、三つ目の項目としまして、地域全体で子育てを応援するための体制を整備しますということで、多様な主体の参画により子どもの育成活動を活性化しますというポイントで、児童館等の整備・運営や、若者地域活動支援事業など、こういったところの新たな展開を考えているところでございます。

重点プロジェクト2では、地域包括ケア体制の実現ということでございます。誰もが住み慣れた地域で健やかに生活できるようにというように、地域包括ケア体制に取り組んでいくということのプロジェクトでございます。

項目の一つ目として、区民の多様な課題を受け止め解決につなげる体制をつくり出すということでございまして、ここでは、一つ目の重点ポイント、支援を必要とする人への相談・コーディネート体制を充実しますなどで、ヤングケアラー支援など、こういったところも考えているところでございます。

それから、二つ目、社会とのつながりの中で一人ひとりに寄り添った支援を行いますという項目のところでは、すべての人の意思と権利を守る地域づくりを進めますということで、障害者差別解消推進事業とか、また二つ目の重点ポイントで、支援が必要な人の生活の安定と自立を支える基盤づくりを進めますということで、民間活力活用による障害者施設基盤整備・誘導など、こういったところを考えているということでございます。

3 ページに進んでいただきまして、三つ目の項目として、すべての人に居場所があり無理なく見守り、支えあう地域づくりを進めますということで、こちら、ポイントの一つで、関心やスキルに応じた多様な社会参加を促進しますということで、区民活動センターの利用方法の改善とか、また地域スポーツクラブ事業などの展開を考えているということです。また、重点ポイントのもう一つで、見守り・支えあい、支援に取り組む主体や手法を充実し

ますということで、見守り・支えあい推進事業を進めていくということでございます。

それから、重点プロジェクト三つ目として、活力ある持続可能なまちの実現というのを設定しております。

①の地域経済の回復とまちのブランディングによる産業の活性化を進めますということで、こちらは、主に事業者支援、産業振興ですとか、あとは商店街の魅力、利便性の向上、それから新たな魅力の発信・活用、地域ブランドづくり、こういったところの新たな展開を考えているということでございます。

それから、②の活力の再生と創出に向けたまちづくりを進めますということで、こちらは中野駅周辺のまちづくり。こちらの記載にありますように、エリアマネジメントですとか、あとはこのあたり周辺のまちづくり、それから西武新宿線沿線のまちづくり、こういったところを進めていくという項目になっております。

4 ページ目の③、三つの項目につきましては、脱炭素社会の実現を見据えたまちづくりを展開しますということでございまして、再生可能エネルギー設備等導入支援とか、国の施設における脱炭素化の推進と、こういったところの展開を考えているということでございます。

こちらが主な新たな展開を考えているということでご説明させていただきまして、実際に実施計画に掲載するときのイメージというのが、4 ページの中段にあるものでございます。それぞれの重点ポイント、また関連事業ごとに、2023、2024、2025 と年度ごとにどういった展開をしていくのかというのを具体化していくということを考えているところでございます。

続きまして、5 ページに、この重点プロジェクトというのは、先ほど申し上げたように、重点的に取り組む事項なのですけれども、それと重複することもあるわけですが、基本目標別の政策・施策というのを、行政運営に幅広くそれぞれの事業を落とし込んでいくという章も設けることにしております。基本計画では、基本構想において描く四つのまちの姿ごとに政策・施策を体系的に整備しているということでございまして、この体系に基づいて、それぞれ主な取組の事業展開を年度ごとに示していくということです。また、こちらの基本目標別の政策・施策のところでは、成果指標と目標値というものも設定しております。既に基本計画のところでは設定をしているわけですが、この間の達成状況を踏まえて、目標値の再設定等も考えていきたいと思っております。

実際に実施計画の掲載イメージといたしましては、5 ページの中段から記載のとおり、

基本目標、それから政策がありまして、政策の成果指標、また施策があつて、施策の成果指標と、あと主な取組ということで、それぞれの事業ごとに2023、2024、2025、こういった展開をしていくのかということに記載したいと考えております。

6ページでございまして、これまでの事業とは別に、区政運営の基本方針というのも記載をしたいと考えております。こちらが第4章になります。既に、基本計画の内容としまして、「対話・参加・協働に基づく区政運営」、「危機の発生に備えた体制の強化」、「社会の変化に対応した質の高い行政サービスの提供」と、こういった三つの方針を定めておりまして、これらの方針をどう具体化していくかということで検討を進めた結果、区として目指す質の高い行政サービスの提供に向けて、利便性と生産性の向上を図っていくための具体的な取組につきまして、展開を年度ごとに示したいと考えております。

具体的に、こういった内容を具体化するかと申し上げますと、検討中の事項のところを書いてありますように、電子手続の拡充やキャッシュレス化の推進、AI・RPAの利用促進、ユニファイドコミュニケーションの導入や、窓口支援システムの導入・活用、こういったところにつきまして、実施計画掲載イメージの中段のところにありますような形で、年度ごとに具体化の内容を示していきたいと考えております。

最後に、財政見通しというページも設ける予定にしております。基本計画を策定した令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、歳入の大幅な減を見込んだ見通しとしました。しかしながら、3年度、4年度と、歳入の一般財源については上振れの状況がありまして、当初の基本計画策定時よりは歳入の伸びが見込まれているところでございます。

一方で、物価高騰が昨年度から続いておりまして、逆に歳出の部分につきましては、そういう物価高騰の影響で歳出の伸びが見込まれるといったような変化があるところでございます。また、基本計画で定めている「財政運営の考え方」について、見直しをしてきたといったようなところもございまして、こういった歳入、歳出の当初想定よりの変化、また新たな「財政運営の考え方」を確立したといったようなことも踏まえまして、今後の、令和5年度からの新たな財政フレーム、財政見通しを実施計画のところでお示しをする予定にしております。

こういった内容で実施計画を今検討しているということでございます。

表紙にお戻りいただきまして、今後の予定でございしますが、今、実施計画（素案）というのを最終調整している段階でございます。10月に策定をする予定にしております。策定い

たしましたら、教育委員会のほうにはご報告をしたいと思っております。

実施計画（素案）に対しまして意見聴取を行う予定にしております。10月の中旬以降、一般区民に対しての意見交換会を3回、また意見交換会に出席できない方に対しましても、メールやファクス、また窓口等で意見募集を10月の後半に2週間程度行う予定にしております。また、こちらに明確に記載しておりませんが、関係団体からの意見聴取というのも予定をしているところがございます。その意見を踏まえまして、実施計画につきましては12月に案を策定し、パブリック・コメント手続を経て、来年3月に実施計画策定ということで進めていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

丁寧なご説明をありがとうございます。よくわかりました。人と人がつながって、新たな活力が生み出されたり、それから子どもをめぐっても、地域の方の参画、あるいは子ども自身の参画、それによる協働や発展ということが目指されていて、その点は大変心強いなと思いました。

質問と意見があるのですが、意見としましては、最初の虐待の防止のところ、重点プロジェクトの児童虐待の未然防止ですけれども、防止は一次予防、二次予防、三次予防と分かりますが、未然防止は、本来は一次予防でございますが、支援検討会等々の連携などは、これはどちらかという二次予防、発生した後の対策ということになってくるかと思しますので、ぜひ未然防止ということでありましたならば、子どもの権利や意見表明に加えて、地域での教育についての関心を高めるような、あるいは子どもについての関心を高めるような、もう少しセーフティネットとしてソフトな面で活性化ができるようなこともあると思いますので、未然予防ということをもう一度お考えいただくと、アイデアがほかにもあるのかなと思いました。大変重要な点ですので、ぜひお考えいただきたいなと思いました。それが一つです。

それから、例えばヤングケアラーということの支援が重点プロジェクトの2に入っているのですが、ヤングケアラーは本当に小さいお子さんから想定されると思うのですね。そういう意味で、どういう年齢層をお考えなのかなということと、そのこととも関連するのですが、これは意見になってしまいますが、先ほどの鷺ノ宮駅のことも含めて、各重点プロ

ジェクトが子どもにとってどうなのかという、子どもの権利ということがありますけれども、子どもという点から、子どもあるいは子育て、子育ち、子どもの育ちという点から見てどうかというような見直しも、ぜひ、していただけたらと思いました。そういう観点からして、少し縦割りというか、ヤングケアラー支援も、大人、大きなお子さんということが想定されているのかなと少し疑問に感じましたのでお尋ねしたところです。

以上です。

企画課長

今、お話があったヤングケアラーにつきましては、今年度から既に取組も始めているところでございまして、ヤングケアラーの実態調査なども、教育委員会と協力しながら所管のほうが進めていると聞いております。そこで、それを踏まえつつ事業展開を図っていくというようなことも承知はしているところでございます。

また、虐待の未然防止につきましても、どういう動きがというところは、詳細のところを今把握していないのですけれども、また、ご指摘の部分につきましても、所管とも確認をしたいなと思っております。

平本委員

基本構想と実施計画の関係なども含めて丁寧にご説明いただきまして、ありがとうございました。

1点、私からの意見なのですが、普段日常的な業務の中で児童虐待の部分に関わることが多くて、その中で未然防止のところの観点で言いますと、子どもが生まれてからのアプローチの部分よりももっと前といいますか、妊娠した段階からの支援が非常に重要かなと思っております。どういったことかといいますと、やはり、例えば非常に若年で妊娠をしてしまって、ともに育児ができるようなパートナーがいなかったか、あるいは支援者が不足しているというようなことがありますと、やはりそうした中で虐待につながっていくリスクが高まっていくというのが、実際にデータとしても、実情としてもあるように思います。

ですので、そういった特定妊婦に対する支援のところの強化も、できれば、この重点ポイントの中で触れていただけるとありがたいかなと思います。早い段階で支援につないで、そこから継続して流れを止めないということが虐待を防止する上で非常に重要だなと感じておりますので、やはり支援の窓口があるということ、支援を頼ってもいいということを感じていらっしゃらない妊婦の方も非常に多いと思いますので、そうした部分で区とし

てできることがたくさんあるかなと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

以上です。

村杉委員

ご丁寧なご説明ありがとうございました。2番の子育て環境の整備のところに關してですが、障害のある子どもたちの子育ての支援や、子育てをする環境についての充実のことでしたり、あとは医療的ケア児の入学に關する学校や整備のこと、また不登校の子どもたちの居場所についてのことなども、重点ポイントには入らないかもしれませんが、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

入野教育長

ありがとうございます。ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

ここで、企画課長はどうぞご退席ください。ありがとうございました。

(企画課長 退席)

入野教育長

それでは、最後に、事務局から次回の開催についてご報告願ひます。

子ども・教育政策課長

今回は、9月29日午前10時から区役所5階教育委員会室で開催する予定でございます。

以上でございます。

入野教育長

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第30回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前11時10分閉会